

高知地方最低賃金審議会 地域専門部会 議事録

高知労働局

令和4年度 第1回

開催年月日 令和4年8月1日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

| | | | |
|-------|----|---|-------------------|
| 出席委員数 | 議題 | 1 | 部会長及び部会長代理の選出について |
| 公益代表 | 3名 | 2 | その他 |
| 労働者代表 | 3名 | | |
| 使用者代表 | 3名 | | |

次回専門部会開催予定日 令和4年8月4日

[開会] 午前10時43分

賃金室長 　　ただ今から、令和4年度第1回高知県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

　　本日は、公益委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、全員出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項により準用された同審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることをご報告します。

　　今回は、専門部会委員発令後初めての部会ですので、部会長が選任されるまでの間、事務局のほうで議事進行を務めさせていただきます。

賃金室長 　　始めに、部会長及び部会長代理の選出に移りたいと思います。

　　部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第25条第4項により準用されております同法第24条の規定によりまして、公益委員のうちから選出することになっております。

　　ご推薦はありますでしょうか。

中橋委員 私は部会長に西森委員、部会長代理に大井委員を推薦したいと思います。

賃金室長 ただ今、西森委員を部会長に、大井委員を部会長代理にというご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

異議なし

賃金室長 それでは、ご賛同をいただきましたので、西森委員に部会長を、大井委員に部会長代理をお願いいたします。

それでは、西森部会長にご挨拶をいたくとともに、以後の進行をよろしくお願いいたします。

部会長 ただ今、部会長にご指名をいただきました西森でございます。

部会長を務めさせていただきます。

本年は、非常に異例でございます、この時点でまだ中賃から目安が伝達されていない状況でございます。

先ほど、様々な指標が示されました。

目安がどのようにありましても、こういった指標に基づきまして、現状の高知県のこと、今後の高知県のことを一緒に真摯に考えながら議論を進めていくということに変わりはないと思っております。

何かと異例のことが続いている状況ではございますけれども、できる限り三者合意を目指し、円滑な運営に努めたいと考えております。

ご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

部会長代理 大井です。

部会長に協力し、審議の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしく申し上げます。

部会長 それでは、早速ですが議題に入りたいと思います。

まず、当部会の運営規程のことについてでございます。
運営規程案がお手元の本体資料の2ページに入っております。
変更点について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 運営規程案について説明させていただきます。
前回6月28日に開催されました本審におきまして、運営規程が変更されておきまして、その内容と同様の追加修正を行っております。
まず、2ページの4条ですけれども、ウェブ会議システムの開催を追加しています。
読ませていただきますと、第4条委員の出席等第1項「委員は、部会長が必要であると認めるときは、ウェブ会議システムを利用する方法によって、会議に出席することができる。」第2項「ウェブ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。」以下、1項及び2項を3項及び4項に移動させております。
また、3ページの7条に議事録の確認をする委員の氏名と人数がわからない規定であったため、同じく本審の規定と同様の文言に修正しております。
その他は字句の修正です。
以上でございます。

部会長 ただ今のご説明につきまして、何かご質問はございますか。

中橋委員 この審議会の日程調整などについては、事前に調整をしていたと思いますが、今後ウェブ会議も可能ということになると、出欠の可否については、今までは出席が大前提で ×をつけて返信していたかと思うんですが、ウェブ会議で出席可能な場合には、それは出席可能ということで返事をしているのか、その辺はどのようになりますか。
運用自体の変更はあるのでしょうか。

賃金室長 もしも、ウェブ会議で出席しなければいけない事情が生じたときに、事務

局に連絡していただきましたら、部会長にご連絡をさせていただくか、部会長選任前であればウェブ会議での出欠での回答願いますということでご連絡差し上げるようにいたします。

中橋委員 ほかの会とは性質が異なって、特に、この最低賃金の部会は非常に短期間で集中して、連日というところがありますので、そういった中でどうしても業務上この日は無理だとか、定足数ぎりぎりになってしまうとか、そういうようなことも当然発生したり、今年のイレギュラーな状況であればあり得ると思いますけれども、そういったときなどは、迅速にこういうウェブ会議というのが対応できるようになるのか、それとも通常のように本当に必要やむを得ない、体調やこの社会の状況であったりとか、コロナが非常に蔓延していて集まれないとか、そのようなことに限定されるのか、認識を一致しておいたほうが良いと思うのですが、その辺はどうなんでしょうか。

賃金室長 基本的には部会長がウェブ会議が必要だと認めた段階で、ウェブ会議の開催になるかと思えます。

中橋委員 全員がということですか。

賃金室長 全員がではないです。委員の誰かがウェブ会議でしか参加できない事情があるというような状況で、開催することになるかと思えます。

ただ、日程調整がつかないようであれば、定足数の問題がありますので、また、別の日を設定する場合もあり得るかとは考えております。

基準部長 基本的には、この場に来れる場合には日程表で をしていただくということをお願いします。×の状況を見て再調整させていただき、それでも定員数を満たさない場合にウェブ会議の手段などを部会長と検討して、皆様に再調整させていただくということになります。

中橋委員 備考欄がありますけれども、ウェブ会議だったら可能とか、そのような形

で返信をするということになりますか。

賃金室長 今までどおり返信していただいて、どうしても日程調整が図れないときに部会長に連絡をして、ウェブ会議の出席が可能かどうかまた調整させていただくような流れで進めたいと思います。

中橋委員 あくまで現地集合が原則の出欠、回答ということですね。

賃金室長 はい。

中橋委員 わかりました。ありがとうございます。

部会長 今の点でもよろしいですし、ほかのこともよろしいんですが、何かございませんか。

皆様いろんな団体で、それぞれウェブ会議の運用の仕方があるのではないかと思いますので、イメージしているものが中橋委員がイメージした日弁連のウェブ会議の運用の仕方と、業種ごとに違っている可能性がありますので、気になるころがあれば、是非おっしゃっていただいたらと思うのですが、日弁連の場合は、最初から出欠確認をするときにウェブ会議できる前提なので、ウェブで参加しますとか書いて、日弁連の事務局もその予定で、いわゆるハイブリッドでやるのが、もう当たり前になっているんですね。

だから、今みたいなご質問が出るのは当然かなと思っております。

ただ、今の事務局のお話を聞いていると、第4条の「部会長が必要であると認めるときは」というのは、おそらく、二つ場面があって、最初からコロナで全く人が集まるという状況じゃないのでどうでしょうねというようなご相談があって、この回は、ウェブ会議でやりましょうと言って、最初から断りを入れて出欠をご案内するような場合と、本当は現地集合前提でやっているんだけど、どうしても×が多くて、これではウェブを併用しないとどうしようもないとなったときに、部会長がご意見を言わせていただいて再度ウェブ参加を含めて出欠を取るような場合との2つの場合を想定されておられて、

最初からハイブリッドを想定しているわけではないという理解でよろしいですね。現地でもウェブでもいいですよという感じではないということですか。

賃金室長 そうです。原則的には集まっていただくという中での会議を考えております。

部会長 わかりました。規定の改正にあたって、大事な認識を共通できたと思えます。
ほかにございませんか。

中澤委員 普通は9：30くらいからやりますよね。
今回は結構回数も多いのではないかという気もしてまして、なかなかスケジュールが組みづらいというのがあって、例えば、途中でどうしても出張が1件入ってしまい、翌日9：30から会議となると、日帰りしかなくなってしまいます。
その場合には、定足数の問題もあるから、定足数さえクリアできていたら、途中から参加するとかいうことも、今回の場合は、私もどこかで1回くらいはあるのではないかという気がして、その辺ご理解をいただきたいなと思っています。

部会長 ありがとうございます。
8月上旬の日程調整については、とても流動的な状況で、事務局もおそらく、この間何本電話を飛ばすんだろうという感じで、委員全員に連絡するんですよ。
15：30からならいいけどとか、日帰りは無理でも11：00からなら大丈夫だけとか。

中澤委員 そうそう。

部会長 そういうことがあって、まいりますよね。

そのようなことも含めて、委員も今年は頑張る気持ちになっていると思いますので、大変ですが、細やかなご調整をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

ほかにいかがですか。

意見なし

部会長 例えばですけど、中澤委員がどこか出張されていて、色々な事情でどうしても間に合わなくなった、今からでもスマホでつながりたいという場面があったときには、今年に対応できそうですか。

賃金室長 スマホでということは、

部会長 Zoomをつなげるなどということですけど。

賃金室長 少し難しいかとは思いますが。

部会長 急にはやはり。

賃金室長 準備が完全にはできていなくて、現状では難しい状況となっています。
本審、専門部会とも、必ず定足数は満たしておく必要がございますが、会議への出席が遅れること自体は可能です。

部会長 分かりました。ほかにいかがですか。

意見なし

部会長 そうしましたら、この運営規程の改正についてはよろしいでしょうか。

異議なし

部会長 ありがとうございます。全員一致で異議なしと認めます。
それでは、当専門部会の運営規程として採択することといたします。
今後は、この運営規程に基づいて運営することになりますので、よろしく
お願いいたします。

部会長 次に、議事録を確認する者を決めなくてはなりません。
公益は私が担当することといたします。
労働者代表委員はどうしますか。

市川委員 私が。

部会長 市川委員、お願いいたします。
使用者側はどうされますか。

野村委員 私、野村が確認します。

部会長 それでは、よろしくお願いいたします。

部会長 次に、第2回以降の専門部会の公開についてですが、労使からの基本的主張
というの、双方次回以降ということになりますよね。

労使委員 はい。

部会長 はい。その後金額審議を行うこととなります。
したがって、率直な意見交換を行う必要性が非常に高いものと考えて
おります。
そのうえで非公開とすべきかと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

部会長 非公開ということでした承されましたので、第2回以降の専門部会は非公開とすることといたします。

以上で、予定していました本日の議題は、終了いたしました。

ほかに何かございませんか。

野村委員 専門部会の日程について、大体、この日というのが、この前メールで送られてきたのですけれども、これを空けておいたらいいいという形ですか。

賃金室長 本審議会の後で、少し調整をさせていただきたいと思います。

野村委員 はい。

部会長 分かりました。ほかにございませんか。

意見なし

部会長 ありがとうございます。

そうしましたら、特にないようですので、本日の専門部会はこれで終了いたします。

誠にありがとうございました。

[閉会] 午前11時00分